

経済成長・賃金・社会保障 (3)

吉 澤 昌 恭

4.4. 市場機構と開いた社会

4.4.1. 市場機構の非人格性

(1)ブルジョア階級の革命的役割

スミスは分業の利点と共にそのマイナス面を示した。レブケは大衆化・プロレタリア化の弊害を説いた。彼ら二人は共に資本主義体制の暗部にも目を向けていたのである。しかし、資本主義体制の明暗を最も鮮かに描き出した著作は、マルクスとエンゲルスの『共産党宣言』(*Das Kommunistische Manifest*, 1848)である。同宣言の第一章でブルジョア階級の果たした革命的役割が数え挙げられてゆく。まず第一に、ブルジョア階級は、封建的・家父長的・牧歌的な人間関係を、乾いた「現金勘定」に取り代えた。

「ブルジョア階級は、支配をにぎるにいたったところでは、封建的な、家父長的な、牧歌的ないっさいの関係を破壊した。かれらは、人間を血のつながったその長上者に結びつけていた色とりどりの封建的ぎずなをようしゃなく切断し、人間と人間との間に、むきだしの利害以外の、つめたい『現金勘定』以外のどんなぎずなをも残さなかった。かれらは、信心深い陶醉、騎士の感激、町人の哀愁といったきよらかな感情を、氷のようにつめたい利己的な打算の水のなかで溺死させた。かれらは人間の値打ちを交換価値に変えてしまい、お墨つきで許されて立派に自分のものとなっている無数の自由を、ただ一つの、良心をもたない商業の自

由と取り代えてしまった。一言でいえば、かれらは、宗教的な、また政治的な幻影でつつんだ搾取を、あからさまな、恥知らずな、直接的な、ひからびた搾取と取り代えたのであった。⁽²³⁾」

第二に、ブルジョア階級は、乾いた、しかし血の通わぬ人間関係を媒介にして、社会を絶えず変革してゆく。しかし、この絶えざる変革は、人々の心に不安感をもたらす。

「ブルジョア階級は、生産用具を、したがって生産関係を、したがって全社会関係を、絶えず革命していなくては生存しえない。これに反して、古い生産様式を変化させずに保持することが、それ以前のすべての産業階級の第一の生存条件であった。生産のたえまない変革、あらゆる社会状態のやむことのない動揺、永遠の不安定と運動は、以前のあらゆる時代とちがうブルジョア時代の特色である。固定した、さびついたすべての関係は、それにともなう古くてとうとい、いろいろの観念や意見とともに解消する。そしてそれらがあらたに形成されても、それらはすべて、それが固まるまえに、古くさくなってしまう。いっさいの身分的なものや常在的なものは、煙のように消え、いっさいの神聖なものはけがされ、人々は、ついには自分の生活上の地位、自分たち相互の関係を、ひややかな眼で見ることを強えられる。⁽²⁴⁾」

第三に、以上の如きブルジョア的人間関係・社会関係は、苦もなく国境を越えてゆく。

「ブルジョア階級は、世界市場の搾取を通して、あらゆる国々の生産と消費とを世界主義的なものに作りあげた。反動家にとってはなほだお気

(23) 大内兵衛・向坂逸郎訳『共産党宣言』、岩波文庫、昭和46年、42頁。

(24) 同上、43-44頁。

の毒であるが、かれらは、産業の足もとから、民族的な土台を切りくずした。遠い昔からの民族的な産業は破壊されてしまい、またなおも毎日破壊されている。これを押しつけるものはあたらしい産業であり、それを採用するかどうかはすべての文明国民の死活問題となる。…中略…昔は地方的、民族的に自足し、まとまっていたのに対して、それに代ってあらゆる方面との交易、民族相互のあらゆる面にわたる依存関係があらわれる。物質的生産におけると同じことが、精神的な生産にも起る。個々の国々の精神的な生産物は共有財産となる。民族的な一面性や偏狭は、ますます不可能となり、多数の民族のおよび地方的な文学から、一つの世界文学が形成される。…中略…一言でいえば、ブルジョア階級は、かれら自身の姿に型どって世界を創造するのである。⁽²⁵⁾

かくして、「ブルジョア階級は、かれらの百年にもみたくない階級支配のうち、過去のすべての世代を合計したよりも大量の、また大規模な生産諸力を作り出した⁽²⁶⁾」のである。しかし、その代償は決して小さなものではなかったのである。

(2)市場機構の非人格性

『共産党宣言』の上に示した記述こそ、「見えざる手」、即ち、市場機構の破壊力を示す最良のものであろう。市場機構とは、即ち、非人格的な機構である。それは、思想・信条・人種・国籍・年齢・性別といったものを一切問わない。消費者の欲求充足に寄与し得たか否か、のみが問われる。しかし、それは同時に、人間的暖かみを全く欠いている。こうした市場機構に対する態度として三つの選択肢が考えられる。①市場機構の下での競争の自由放任。今日ではこうした主張に与^{くみ}する人はそう多くはないであろう。②市場機構の放棄。③市場機構の保持とそれを補完する社会・経済政

(25) 同上、44-45頁。

(26) 同上、45-46頁。

策の実施。

さて、市場機構放棄の主張者には、意識されているいないに関わらず、何程かの「閉じた社会 (closed society)」への帰還願望が存在する、と筆者は考える。この「閉じた社会」への帰還願望という問題を最も徹底的に論じた書物の一つが、カール・ポパーの『自由社会の哲学とその論敵』²⁷⁾である。

4.4.2. 閉じた社会と開いた社会

西欧文明はギリシアびとと共に始まった、とポパーは言う（『自由社会の哲学とその論敵』、第十章第一節）。彼らは部族生活から人道思想へ、閉じた社会から開いた社会への道を歩み始めたのである。部族社会とは閉じた社会である。そこでは、概して、慣習が非常に厳格なものであり、また、人々はその慣習に対して呪術的・非合理的な態度で服従する。こうしたことが起るのは、社会生活上の規約つまり慣習と、自然法則とが区別されることなく、両者が共に超自然の意志によって人間に押しつけられたものである、といった信念が存在するからである。社会生活上の規約が有無を言わせぬタブーとなって、社会生活のあらゆる側面を厳格に規制し支配しているような社会では、真の道德問題は何ら存在しない、とポパーは言う。成程、部族の構成員がタブーに合わせて行動するためには、時として非常な英雄的精神や限りない忍耐力が必要になるかもしれない。しかし、いかに行動すべきか、といった疑問に彼が道德的な意味で悩まされることは滅多にない。なぜなら、為す「べき」こと（或いはむしろ、為す「べからざる」こと）は、常に、タブーによって決定されているからである。

そしてまた、閉じた社会は具体的な個人と具体的な個人が相互に関係し合っている社会でもある。彼らは、「触れる」「嗅ぐ」「見る」といった行

[27] Popper, K. R.: *The Open Society and its Enemies*, Routledge & Kegan Paul, London 1945, 5th ed. 1966 (武田弘道訳『自由社会の哲学とその論敵』, 世界思想社, 昭和48年)。

為によって、お互いを確認し合うことができる。

他方、開いた社会とは、社会生活上の規約を変更し得る可能性を秘めた社会である。従来の規約をそのまま存続させるか、それともそれに変更を加えるか、の決定は最終的には個々人の決断に委ねられることになる。そうした社会に於いてのみ、人道主義の花開く可能性が存在し得るのである。

しかし、この開いた社会とは、「抽象的な」社会関係が刻一刻と重要性を増してゆく社会でもある。ある人の生活は、顔も見たことのない他人の行動に決定的に依存したものになってゆく。地球の裏側で起った出来事が我が身の破滅につながるかもしれないのである。人々は、親密で暖かみのある個人的な人間関係を徐々に失ってゆく。或いはまた、そうした個人的な人間関係を維持し得る人であっても、その人間関係が持つ重要性は段々と低下してゆく。誰にも知られることなく、また誰にも顧みられることもない人々、無力感と孤立感に打ちひしがれている人々の数が増大してゆく。

閉じた社会から開いた社会への移行は、人類が今までに経験してきた最も深刻な革命の一つである、とポパーは言う。この革命はまだ初期の段階にあり、今尚、そのマイナス面の方がはるかに人目を惹く状態にある。開いた社会の理想を信じ、人道思想に奉じようとする者は、閉じた社会が崩壊することによって生み出される重圧に耐える気構えを持たねばならない（『自由社会の哲学とその論敵』、第十章第二節）。人は、合理的であろうと努力し続けねばならない。いくつかの情念は抑制されねばならない。自己を見つめ、自己の下した決断に対して責任を負わねばならない。これらのことは、人間に大いなる緊張を強いることであろう。

閉じた社会から開いた社会への移行期の衝撃は、部族社会・閉じた社会へ戻ろうとする試みを生むであろう。ポパーによれば、古代ギリシアに於けるこうした試みは、プラトンに於いて最高潮に達し、その後の開いた社会への歩みを停止させてしまったのである。近代に到って、その歩みが再開された。しかし、程なく、歴史の流れの逆転をもくろむ人々が現われた。

その最も代表的で最も影響力のある人物がヘーゲルでありマルクスである。

移行期の衝撃に直面しての選択肢には二つのものしかない。①閉じた社会への帰還の試みとそれに結びついた野蛮、②不安の中での開いた社会を目指しての前進、がそれである。

「われわれは無邪気と言い立てられているものや閉じた社会の美しさへ戻ることは決してできない。われわれの天上の夢は地上に実現されることはできない。ひとたびわれわれが自分の理性に頼ることとわれわれの批評の力を使うことを始めると、ひとたびわれわれが個人の責任の呼び声を感じ、それとともに知識を発展させる手助けをする責任を感じると、われわれは部族の魔術への全面的な服従の状態に帰ることはできない。知恵の樹から食べたものには、楽園は失われる。部族生活の英雄時代へ帰ろうとわれわれが努めれば努めるほど、ますます確実に〈異端裁判〉に、〈秘密警察〉に、美化された暴力組織讚美にたどりつく。理性と真理の禁圧に始まって、人間的なもののすべての最も野蛮で最も狂暴な破壊に終わる。調和した自然状態への帰還はない。われわれが後へ進むならば、われわれは道を全部歩まなければならない—われわれは野獣に帰らなければならない。…中略…われわれが人間であり続けることを望むならば、道はひとつしかない、開いた社会への道である。われわれは、未知で、不確定で、不安の中へ進み続けなければならないのであり、その方法はわれわれがもっている理性をできるだけ使うことにある。安全と自由のために企画する²⁸⁾ように。」

4.4.3. 幸福の実現 vs. 不幸の除去

(1)無批判的合理主義, 批判的合理主義, 非合理主義

ポパーは合理主義者であり、非合理主義や神がかり哲学を厳しく断罪する。しかし、ポパーは合理主義を手放して正当化してはならず、合理主義

(28) *op. cit.*, Vol. I, p. 200-201 (邦訳, 175頁)。

をとるに際して、一定の留保条件をつける。彼の支持する合理主義は批判的合理主義 (critical rationalism) と呼び得るものである。

合理主義と非合理主義との間の論争は古くから存在し、ギリシア哲学は合理主義的な企てとして始まったものの、神秘主義のなごりも留めていた、とポパーは言う (『自由社会の哲学とその論敵』, 第二四章第二節)。また、その論争は、中世には、スコラ哲学対神秘主義という形で現れた。更に、十七、十八、十九世紀に、合理主義、主知主義、唯物論が最高潮に達した時、それらに対抗するための論陣が非合理主義者によって張られたのである。彼らは、合理主義の限界を指摘し、その不遜な要求と危険を暴露することによって、神がかりの非合理主義への道を開いたのである。

疑いもなく、ポパーは合理主義の側に立っている。しかしまた、彼は、行き過ぎた合理主義はそれ自体の立脚基盤を掘り崩し、非合理主義者の反動を助長することになり易い、ということを指摘する。行き過ぎた合理主義、即ち、理性の限界を認めようとしない無批判的な合理主義 (uncritical rationalism) は論理的に維持不可能な代物である。無批判的合理主義者の主張を煎じ詰めれば次のようになる。

私は、論証や経験という手段によって防御し得ないいかなるものをも受け容れる用意がない。

この原則自体を論証や経験の助けを借りて正当化することはできない。だとすれば、無批判的な合理主義は、その論理上の矛盾の故に瓦解する。全ての論証は何らかの出発点を必要とするのである。

合理主義者は論証や経験を重視する。しかし、いかなる論証もいかなる経験も、論証や経験を重視しようとする合理主義的な態度を打ち立てることはできない。或いは、いかなる論証もいかなる経験も、それ自体としては、合理主義的な態度をとろうとしない人を合理主義者に変えることはできない。合理主義的な態度をとろうとする人は、意識的な決断もしくは無

意識の内の理性への信頼に基づいて、そうしているのである。理性への信頼それ自体を論証によって合理化することは不可能である。

無批判的合理主義は論理的に維持不可能であるのに対して、非合理主義は同種の困難に陥らないが故に、無批判的合理主義は非合理主義によって打ち倒されてしまう。しかしながら、そうだからといって人は必然的に非合理主義者にならねばならない、というわけではない。理性を信頼し論証を重視しよう、と決断することも可能なのである。かくして、可能な選択肢は、①理性への信頼という決断を立脚基盤とする批判的合理主義と、②非合理主義、の二つということになる。

(2) 批判的合理主義か非合理主義か一道德上の決定

批判的合理主義をとるか、それとも非合理主義をとるかは、ある意味で道德上の決定であると、ポパーは言う (『自由社会の哲学とその論敵』, 第二四章第三節)。なぜなら、いずれを採択するかについての決定は、社会生活上の諸問題に対する我々の態度全体に深甚な影響を及ぼすからである。

理性に基づく論証によっていずれを採択すべきかを決めることはできない、というのがポパーの基本的な考え方である。だからといって、そうした決定に際して理性は何の役割も演じることはできない、というわけではない。批判的合理主義の採択にはいかなる帰結が伴っているのか、そしてまた、非合理主義の採択にはいかなる帰結が伴っているのか、を注意深く分析することは、二つの選択肢の間での決定を為すに際して大いに助けになるからである。盲目的に決定するのではなく、それぞれの帰結を明晰に心に思い浮かべた上で決定できるようにする、という点に於いて理性はその役割を演ずることができるのである。

非合理主義を採択するならば、それは究極的には暴力を帰結する、とポパーは言う。非合理主義者は、人間の行動の原動力としての情動 (emotions) や熱情 (passions) を強調する。この主張それ自体には何ら問題はない。しかしながら、その主張が、理性の力によって情動や熱情を矯正する

ことはいかなる程度においても不可能である、という主張と結び合う時、それはポパーが断固として拒絶するものとなる。理性に何らの重要な役割をも見い出そうとしない人は、精々の所、人間の情動や熱情にたいして何らかの対策を講じることを諦めてしまった人であり、悪くすると、人間理性そのものを嘲笑する人である。そうした人にとっては、争い事にけりをつけるための方法としては、ただ暴力による決着が残されているのみである。

他方、非合理主義は容易に反平等主義とも結びつく、とポパーは言う。我々は誰に対しても同じ情動を感じることはできない。我々は「抽象的に」何かを愛することはできず、我々のよく知っているものしか愛せないからである。従って、愛や同情といった情動でさえ、人類を異なった範疇はんちゆうに分ける方向へと向かってゆく。人が憎しみや嫉妬といった情動を抱く時、この区分は更に鮮明になり、人類は味方と敵に区分され、或いは支配すべき者と支配されるべき者へと分類されてゆくのである。

(3)幸福の実現 vs. 不幸の除去

理性は二重の役割を果す。それは、非合理主義の帰結がいかなるものとなるか、を我々に示してくれる。他方、それは、紛争解決のための道を探るに際して、合理主義の採択者に手助けをしてくれる。次のような事例を想定してみよう。

1. トムは芝居が好きである。
2. ディックはダンスが好きである。
3. トムはディックが好きであり、ディックもトムが好きである。

トムは、ディックに芝居のすばらしさを知らせてやろうという思いから、芝居に行こうと主張し、他方、ディックは、ダンスの楽しさをトムに教えてやろうという思いから、トムをダンスに誘うと仮定しよう。この場合、

二人の主張に決着をつける方法は二つしかない。ひとつは、あくまで情動に訴えてゆく方法である。しかし、この方法は、お互いの愛情が大きければ大きい程、最後には暴力に到り易い、という皮肉なものである。いまひとつの方法は、理性に依拠しつつ、筋の通った (reasonable) 妥協に達するというやり方である。

先のトムとディックの間の争いは、むしろほほえましいぐらいのものである。しかし、愛する人を幸福にしたいという気持ちが嵩じて、人民を幸福にするという政治理想に到るなら、それは非常に危険なものとなる。こうした政治理想の持主は、往々にして、人民の欲しているものが何であるかを知っていると考え勝ちである。或いは、彼は、人民のいやがることでもそれこそが人民の真の幸福につながるとして、自分の理想を押し通すかもしれない。彼が人民の欲していることを知り得るか否か、大いに疑問である。更に、彼が人民の欲求に逆らってさえも彼らを真の幸福へと導き得る、という主張はより一層疑問である。それは、自らの価値の尺度を他の人々に押し付けようとする欲求を隠すための、自己欺瞞に過ぎないのかもしれない。

何人も他人を幸福にできるなどと思いつてはならない。しかしこういったからといって、善意に発する全ての利他的行為が禁じられるわけではない。我々は不幸に苦しむ人を助けることはできるし、また、そうすべきである。これがポパーのとる立場なのである。

「『高級』な価値のほうはほとんど大部分『議題外』と考えられるべきで、自由放任の額分にゆだねられるべきである。だからわれわれは、汝の敵を助けよ、たとえ憎まれようとも悩んでいるひとびとに助勢せよ、しかしただ汝の友のみを愛せよ、というように言ってもいいかもしれない。」⁽²⁹⁾

(29) *op. cit.*, Vol. II, p. 237 (邦訳, 373頁)。

(4) 社会保障制度に対する価値判断

これでやっと、社会保障制度に対する筆者自身の価値判断を下すための準備作業が完了した。これまでに述べてきたのは次のようなことであった。

1. 市場機構は労働者の実質賃金を高めるように作用してきた。この傾向は、人口増加によっても技術革新によっても妨げられることはなかった。
2. 防貧や救貧のための社会制度にはマイナスの側面もある。それは人々の勤労意欲の減退に何程かの効果を与える。
3. 開いた社会へ向けての道は決して平坦な道ではなく、理性を用いての安全と自由のための企画は不可欠である。

以上のような事実に基づいて、筆者は次のように主張する。

1. 市場機構とその前提条件としての私有財産制度とは保持されるべきである。
2. 今日の先進諸国に於いては、その全ての構成員に最低限度の生活を保障するような制度、即ち、社会保障制度が設けられ維持されるべきである。
3. 社会保障制度はあくまで不幸の防止、不幸の除去のための手段に過ぎない、ということを知るべきであり、開かれた社会へ到る途上での、安全と自由のための企画の一環として位置づけられるべきである。

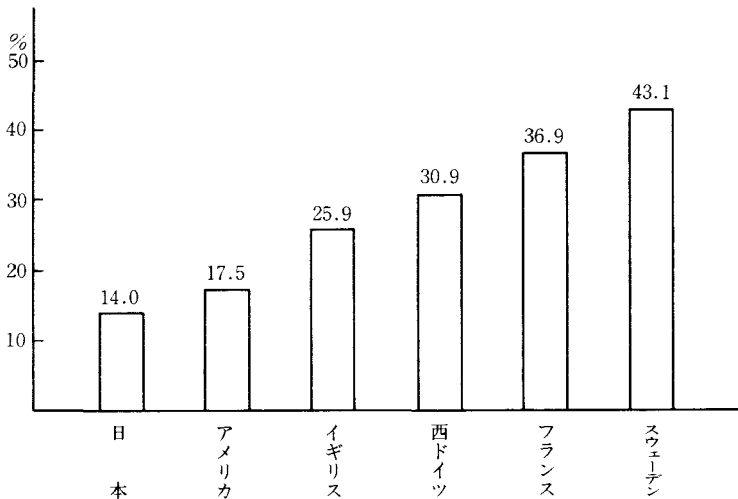
第五章 社会保障の諸制度

5.1. 社会保障の現状

社会保障制度をどう把えるか、は人毎にかなり異なっているであろう。しかし、それが立場を異にする人々によってどのように把えられているかに関わりなく、今日、先進諸国に於いて社会保障制度の占める位置は非常

に大きい、という事実には何ら疑問の余地はない。そこでまず最初に、それが各国の経済に於いてどれくらいの比重を占めているか、を見ておくのが有益であろう。図5-1並びに図5-2に挙げたいずれの国に於いても、国富のかなりの部分が社会保障のために用いられていることがわかる。また、社会保障給付費の多い国ほど、社会保障負担に租税負担を加えた国民の負担が重くなっている傾向が認められる。

図5-1 社会保障給付費の対国民所得比(1983年)



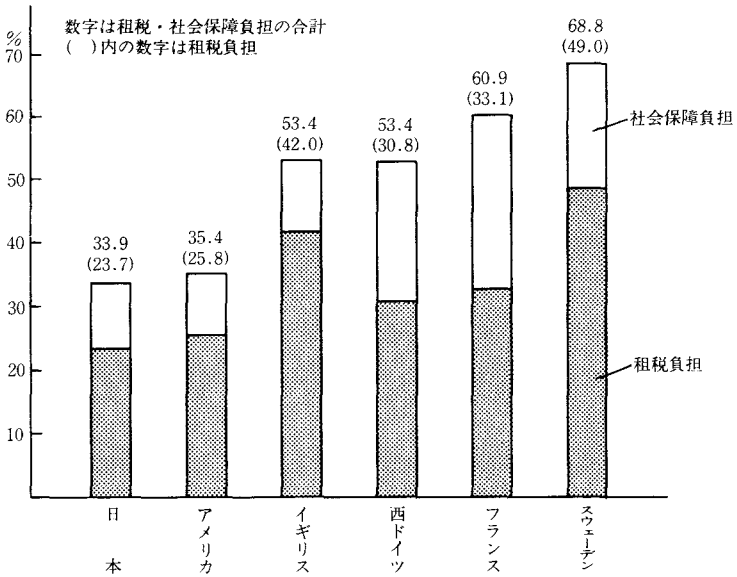
〈資料〉厚生白書(昭和63年版), 223頁

5.2. 所得保障と医療保障

5.2.1. 社会保険と公的扶助

4.4.1.で述べた如くに、市場機構とは非人格的な機構であり、そこでの競争の帰結は多くの人にとって苛酷なものとなるかもしれない。なぜなら、市場機構の下では、老人・傷害者・病人・孤児・失業者には何らの生活保障も約束されないからである。従って、こうした市場的競争の苛酷さを緩和することは望ましい、と筆者は考える。

図5-2 租税・社会保障負担の対国民所得比 (1983年)



〈資料〉厚生白書〔昭和63年版〕, 223頁

そうした対策の一環として人々に最低生活を保障するための制度, 即ち, 社会保障制度を整備することは望ましいし, また実際に, 第二次世界大戦後, 多くの国々で社会保障制度整備のための努力が続けられてきた。人々に最低生活を保障するためには, 所得保障のための制度と医療保障のための制度が設けられねばならない。所得保障とは, 老齢・障害・失業等による所得の中断や, 子だくさん・家族の死亡等による余分の出費に対して, 金銭上の援助を与えることを意味し, 他方, 医療保障とは, 病気やけがに際して, 家計の破綻を心配することなく医療サービスを受けられるようにする条件の整備を意味している。

こうした所得保障や医療保障を行うための最も中心的な制度が社会保険と公的扶助である。また, 社会保険は, 基本的に, 医療保険, 労働者災害補償保険 (以下, 労災保険と略す), 失業保険, 年金保険の四つに区分す

ることができる。これら社会保険のうち、医療保険と労災保険の果す機能はほぼ同一である。まず第一に、それらの制度は病気になった人やけがをした人が医療サービスを受けられることを容易にする条件を作り出し（医療保障）、他方、病気になった人やけがをした人が休業を余儀なくされ、所得の中断に苦しむ時には、そうした人に金銭上の援助を与える（所得保障）。しかし、医療保険は私生活の上での病気やけがを対象とするのに対して、労災保険は業務上の病気やけがを対象とする点に、両保険の違いがある。

医療保障を社会保険と全く別の制度を用いて行い、公費負担の医療保障体系（公共保健サービス）を整備している国もある。イギリスやニュージーランドがそうである。

さて、社会保険は防貧のための制度であるのに対して、公的扶助は救貧のための制度であり、社会保険によってカバーされない人に最低生活を保障しようとする制度である。社会保険の場合には保険料が主財源になるのに対して、公的扶助の財源は公費によって賄われる。また、公的扶助の場合には、社会保険の場合とは違って、受給に際してはかなり厳しい所得調査が行われることが多い。

かくして、多くの国で図5-3に示したような形で所得保障と医療保障が行われている。イギリスの場合には、図5-4に示したような形になっている。

図5-3

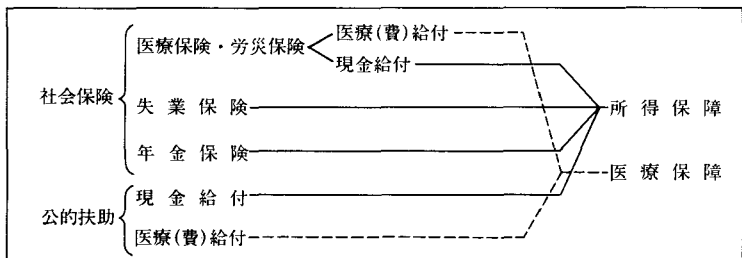
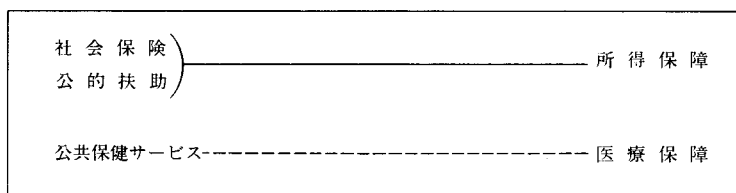


図5-4

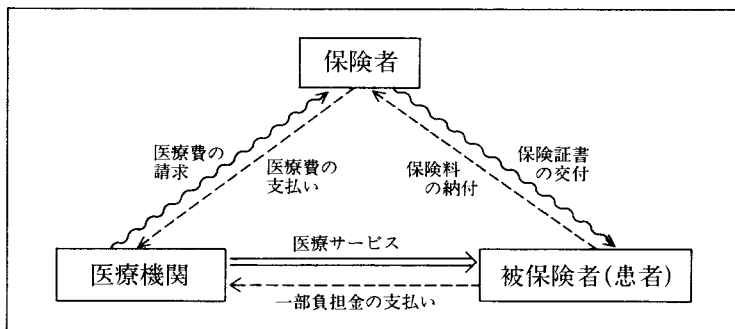


5.2.2. 医療保険

医療保険制度を最も単純化して図式化するならば、図5-5のようになる。被保険者は医療機関で医療サービスを受けた際、それに要した費用を直ちに請求されることはない。(但し、一部負担金の支払いが義務づけられている場合には、その額だけ医療機関の窓口で支払わねばならない。)被保険者(並びに、被保険者が被用者である場合には、その雇用主)は、月々保険者に保険料を払い込み、プールされた基金の中から、保険者が医療サービスを提供した個々の医療機関に医療費を支払うのである。

さて、近年どの先進国も医療費の急増に悩まされている。こうした医療費急増の主要原因として、①医療技術の高度化、②医療保障制度の充実、③人口の高齢化、といったものが挙げられる。医学の進歩(医療技術の高度化)や人口の高齢化を押し止めることには無理があるので、医療費の急増に悩まされている各国の、医療費の伸び率を適度の水準に抑制するため

図5-5



の努力は、主として医療保障制度に向けられることになる。図5-5に従って言うなら、その努力は、被保険者の一部負担金の新規導入もしくは引き上げや、保険者から医療機関への医療費の支払い方式の見直しという形で進められている。

また、こうした医療保険制度の手直しに加えて、病気の子防や健康づくり、プライマリー・ケアの充実化、といったことにも、近年、多くの国々で努力が傾注されつつある。

5.2.3. 年金保険

年金保険の給付は、基本的に、①高齢者に支給される老齢年金、②障害者に支給される障害年金、③生計維持者を失った遺族に支給される遺族年金、の三つに区分できる。これらの内で、受給者数に関しても給付総額に関しても、老齢年金が他を圧倒している。

さて、老齢年金に関して、次の二つの問題を指摘しておかねばならない。まず第一に、老齢年金の給付形態としては均一年金と所得比例年金のいずれが望ましいか、という問題が存在する。一方には、老齢年金の基本的な狙いは老後の最低生活の保障であり、従って、その給付額は最低生活を可能にする額に統一されるべきである、という主張が存在する。それに対して、所得比例年金の支持者は、引退後も引退前とそう変らない生活水準を維持できるようにすることが望ましく、従って、所得の多い人はより多くの保険料を払い込み、その見返りとしてより多くの年金給付を受けられるようにすべきである、と主張する。後者の主張に対しては、引退以前の収入格差を引退後にまで持ち越すことは正当か、という反論が考えられる。いずれにせよ、均一年金と所得比例年金のいずれが望ましいか、という問題に最終的な結着をつけることは容易なことではない。

第二に、老齢年金全体の給付水準をどの程度のものにするのが妥当なのか、という問題が存在する。年金保険の財源調達方式はどの国でも積立方式としてスタートした。しかし、第二次世界大戦後のインフレーションは

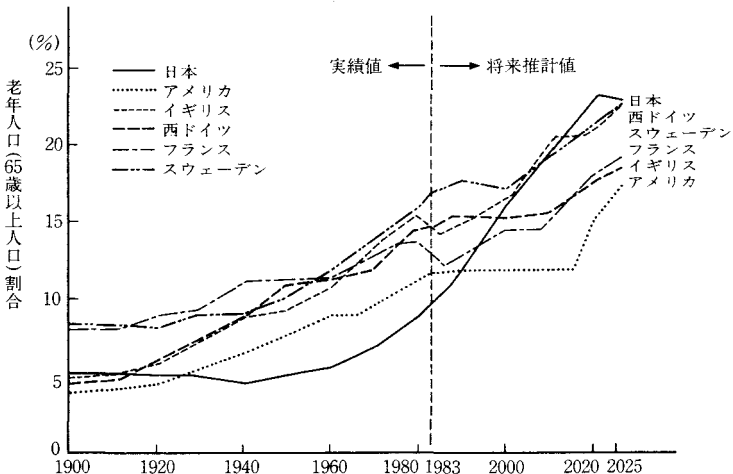
積立方式の存続を困難にし、多くの国で財源調達方式は積立方式から賦課方式に改められるに到っている。積立方式の場合には、年金制度とは、ある一人の人間の所得のある期間（勤労期間）から所得のない期間（引退後）への所得移転を通じて、老後生活をより安定したものにするための制度である、という考え方が成り立つであろう。しかし、財源調達方式が賦課方式に改められると、年金制度とは現役世代から老齢世代への所得移転のための制度である、という色彩がより鮮明になってくる。こうなると、老齢年金の給付額をどの程度の水準に決めるべきか、という問題はより一層議論を呼ぶ性質のものになってゆくであろう。

5.3. 人口の高齢化と社会保障

5.3.1. 負担の増加と公平性の確保

先進諸国では、今後、人口の高齢化が尚一層進展すると予測されている

図5-6 欧米先進諸国と日本の老年人口割合



資料：日本は総務庁統計局「国勢調査」及び厚生省人口問題研究所の推計に
 外国は国連資料（UN, Population Studies）に基づく。
 <出所>厚生白書〔昭和61年版〕、6頁

（図5－6参照）。人口の高齢化が進めば、年金制度に関する費用は着実に増加してゆくであろう。また、高齢者ほど病気にかかり易く、一旦病気にかかったら治りにくいから、高齢者の増加は医療費の増加圧力としても働くであろう。かくして、先進諸国ではどこでも、社会保障制度を維持してゆくための負担は増加してゆくに違いない。

国民がこうした負担の増加を受け入れるための条件として、社会保障制度の公平性を確保してゆくことが、今後、益々重要になってくると思われる。また、社会保障制度の給付と負担に関して、少なくとも次の二つの次元での利害対立が激しさを増してゆくと考えられる。まず第一に、社会保障制度を維持してゆくための費用を、雇用主・被用者・国庫の間にどのように割り振ってゆくか、という問題が存在する。このことに加えて、近年では、いまひとつの利害対立が重要性を増しつつある。老齢世代と現役世代の間の利害対立がそれである。老齢者への社会保障制度の諸給付の水準の改善は、現役世代に負担増加を強いることになろう。また、仮に給付水準の改善がなかったとしても、老齢者の比率の増大によって、現役世代の負担は重くなってゆく。

かくして、高齢化社会に於いては、国富の分配をめぐる議論は、富者（雇用主）vs. 貧者（労働者）、現役世代 vs. 老齢世代という二つの次元に於ける利害対立の存在によって、より錯綜したものになってくる。

5.3.2. 老人の介護

高齢者の増加につれて、老人を介護するためのサービスをいかに供給してゆくか、という問題がより重要性を増しつつある。恐らく、現役引退後の高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で老後生活を送ってゆけるようにすることがより望ましいことであろう。というのも、高齢者を老人ホーム等の老人施設に収容し、一般社会と隔離してしまうことは、費用の面から見ても、高齢者自身の精神状態という面から見ても、問題が多いと思われるからである。

しかし、高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で老後生活を送ってゆけるようにするためには、高齢者が在宅のまま受けられる種々の福祉サービスの供給体制を整備してゆくことが必要になってくる。またそうなると老人福祉施設の位置づけも多少変わってこざるを得ない。要介護老人の収容はやはり老人福祉施設の第一の義務として残るだろうけれども、それに加えて、老人福祉施設は在宅サービスの拠点としての役割をも担わされることになるだろう。

更に、高齢者に種々のサービスを供給するに際して、今後は、可能な限りでの民間サービスの導入を図ることが必要になってこよう。先進諸国での老齢年金制度の充実化によって、私企業によるサービスの導入を可能にする条件も整いつつあると思われるからである。